資料 5

地域内フィーダー系統補助について

●地域内フィーダー系統補助（以下、フィーダー補助）とは？　→別紙

●太子町におけるフィーダー補助申請路線（予定）
→太子町地域公共交通計画（案）P39 を参照

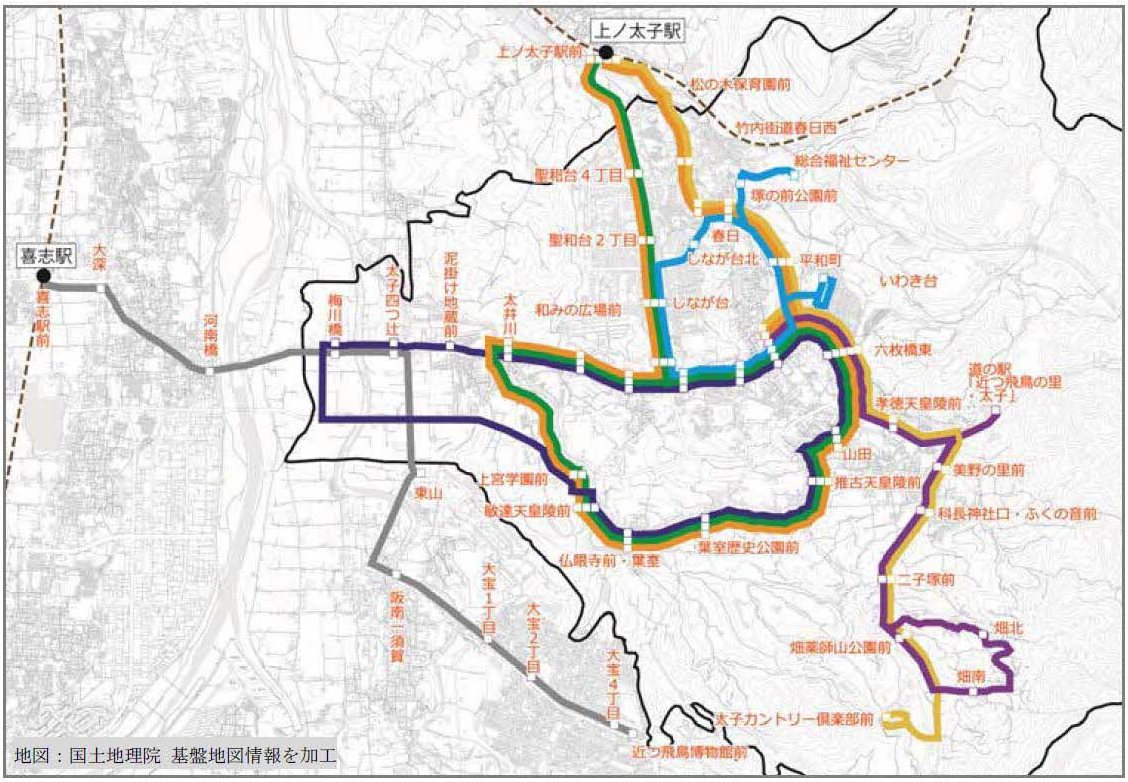

▲ 運行系統図（地域内フィーダー系統）

→上ノ太子駅に係る路線（春日・畑線、太子中央循環線、上ノ太子駅町内周回線）について、一部町域外の羽曳野市域で運行しており、申請にあたり、羽曳野市への確認が必要。

●今後の予定
令和６年度第１回太子町地域公共交通会議において太子町地域公共交通計画（案）の承認を受け、６月中にフィーダー申請書類確認の交通会議（書面）を開催する予定。
→承認後、申請へ

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

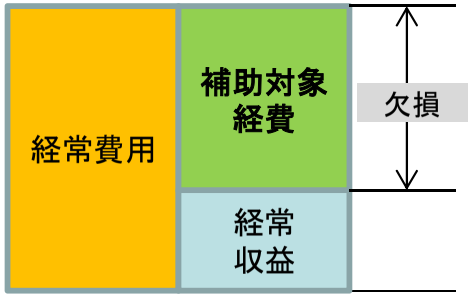

○ 補助率

1／2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること

・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること

・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

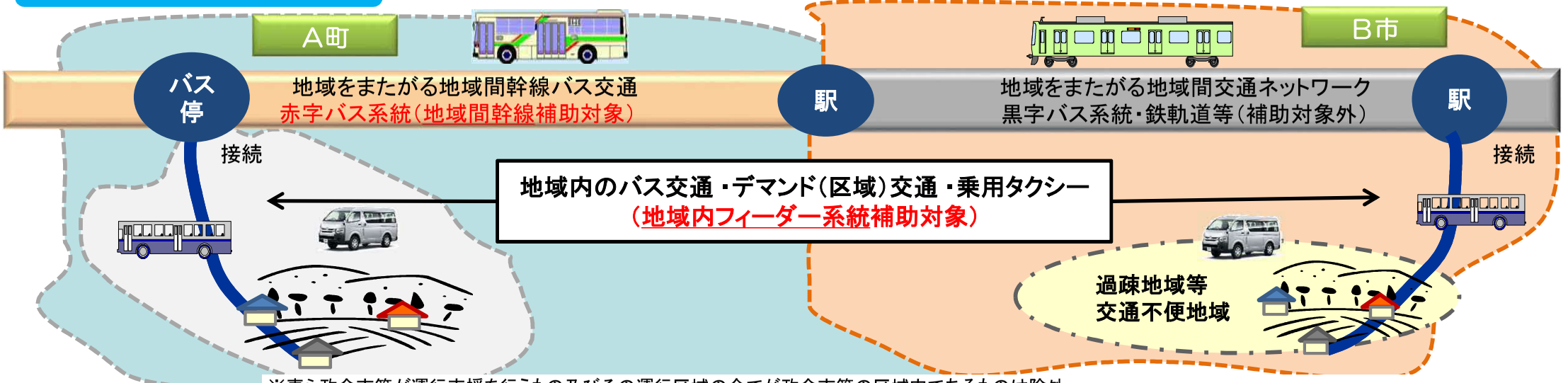

※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る